【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年5月13日提出

【計算期間】 アジア・プラス (円コース) 第2特定期間

アジア・プラス(アジア通貨戦略コース) 第2特定期間

アジア・プラス(マネープールファンド) 第2期

(自 平成25年8月20日至 平成26年2月19日)

【ファンド名】 アジア・プラス (円コース)

アジア・プラス (アジア通貨戦略コース) アジア・プラス (マネープールファンド)

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼執行役社長 渡邊 国夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【電話番号】 03-3241-9511

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「アジア・プラス」は、投資する外国投資信託において為替取引手法の異なる2つのコース(円コース、アジア通貨戦略コース)および「マネープールファンド」から構成されるスイッチングの可能なファンドです。

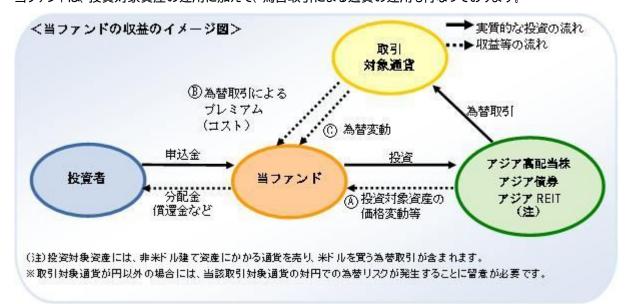
<各コース>

各コースは、アジアの高配当利回り株(「アジア高配当株」といいます。)、アジア債券、アジアREITを 実質的な主要投資対象 とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ること を目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

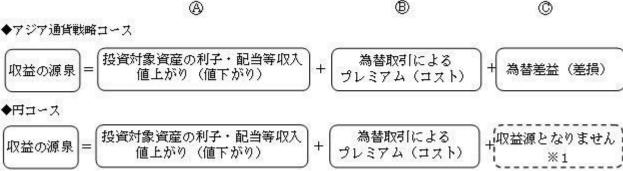
アジア高配当株、アジア債券、アジアREITを主要投資対象とする円建ての外国投資信託と、円建ての国内籍の投資信託である「野村マネーマーケット マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。なお、「実質的な主要投資対象」とは、これらのファンドを通じて投資する、主な投資対象という意味です。

当ファンドの収益のイメージ

当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっております。

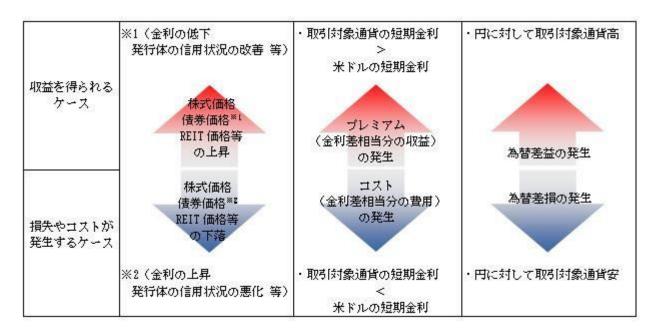


各コースの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。(括弧内は、損失やコストの発生要因を表します。)



(B)

1 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。



取引対象通貨が新興国通貨の場合などは、為替取引によるプレミアム/コストに短期金利差がそのまま反映さ れない場合があります。

市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

<マネープールファンド>

円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象 とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行 ないます。

「マネープールファンド」は、「野村マネーマーケット マザーファンド」を親投資信託とする ファミリーファンド方式で運用します。なお、「実質的な主要投資対象」とは、「野村マネーマー ケット マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

信託金の限度額

信託金限度額は、各コースにつき各々5,000億円です。

「マネープールファンド」の信託金限度額は、7,000億円です。

ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(アジア・プラス(円コース))

《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	株式
単位型	四 1/3 	債 券
	海	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	/T.4/E	ار بالـ الا بالـ		
┃ ┃ 債券	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回	区欠州	ファミリーファフト	(フルヘッジ)
公債	(隔月)	EX711		())())
社債	((((((((((((((((((((アジア		
その他債券	年12回			
クレジット属性	(毎月)	オセアニア		
()				
	日々	中南米		
不動産投信	7 - N		ファンド・オブ・ファンズ	なし
7.小仏次立	その他	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(資産	()	中近東		
複合(株式、債券、不		(中東)		
動産投信)資産配分				
変更型))		エマージング		
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象 資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

(アジア・プラス(アジア通貨戦略コース))

《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	株式
単位型	e ri	債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	41/21/		
債券	11 4四	北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回	区欠州		()
公債	(隔月)	2,711		
社債	(11373)	アジア		
その他債券	年12回			
クレジット属性	(毎月)	オセアニア		
()		1 -11-		
一 4. +1.1 /+	日々	中南米		
不動産投信	7.0/H	7711+	ファンド・オブ・ファン	なし
その他資産	その他	アフリカ	ズ	
(投資信託証券(資産		中近東		
複合(株式、債券、不		(中東)		
動産投信)資産配分		(1217)		
· 变更型))		エマージング		
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象 資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複 合)とが異なります。

(アジア・プラス(マネープールファンド))

《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株	年1回	グローバル	
┃ 大型株 ┃ 中小型株	年2回	日本	
┃ ┃ 債券	年4回	北米	ファミリーファンド
一般 公債 社債	年6回 (隔月)	区欠州	
1 社頃 2 その他債券 2 クレジット属性	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券	()	アフリカ	
(債券 一般))		中近東 (中東)	
│ 資産複合 │ (_)		エマージング	
資産配分固定型 資産配分変更型			

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の 投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産 (債券)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

「投資対象資産(収益の源泉)による区分1

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資 信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託がびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

「補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組み あるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運 用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合 には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

「投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

倩券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

「投資対象地域による属性区分(重複使用可能) 1

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

「投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

「インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分1

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

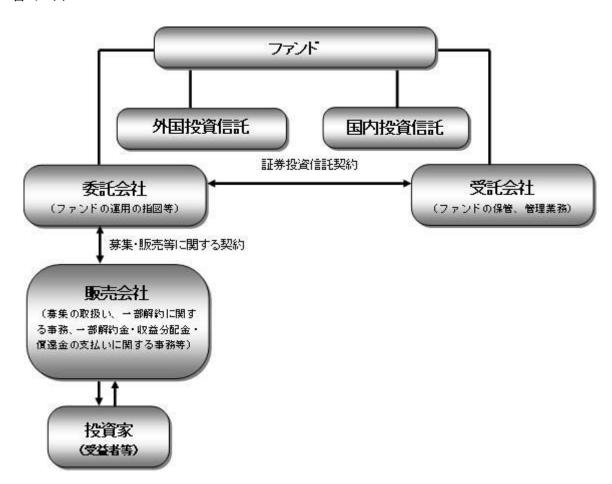
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

平成25年5月31日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

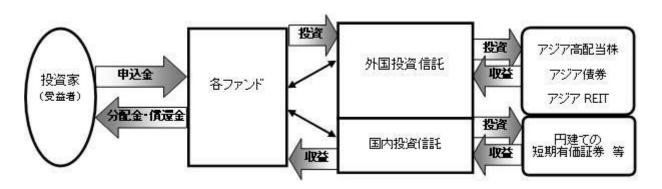
(3)【ファンドの仕組み】

<各コース>



《ファンド・オブ・ファンズ方式について》

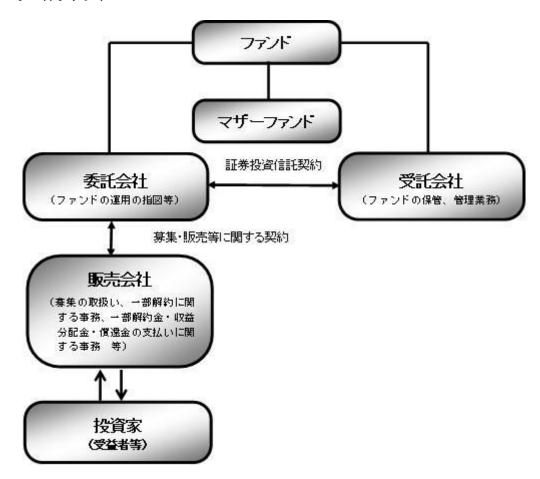
ファンドは円建ての外国投資信託および国内投資信託を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



ファンド	7:77 7=7 / 11 7 7	アジア・プラス	
	アジア・プラス(円コース)	- ス) (アジア通貨戦略コース)	
	ノムラ・セレクション・ファンド	ノムラ・セレクション・ファンド	
外国投資信託	- アジア・プラス	- アジア・プラス	
	- 日本円クラス	- アジア通貨戦略クラス	
国内投資信託	野村マネーマーケット マザーファンド		

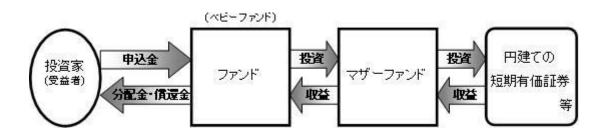
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社		
受託会社(受託者)	株式会社りそな銀行		
	(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)		

<マネープールファンド>



《ファミリーファンド方式について》

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



ファンド	アジア・プラス(マネープールファンド)
マザーファンド	
(親投資信託)	野村マネーマーケット マザーファンド

委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社	
受託会社(受託者)	株式会社りそな銀行	
	(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	

委託会社の概況(平成26年3月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

< 各コース >

円建ての外国投資信託および国内投資信託「野村マネーマーケット マザーファンド」を投資対象とします。

外国投資信託には、為替取引手法の異なる2つのクラスがあります。

各コース	各コースが投資対象とする外国投資信託の為替取引手法
円コース	組入資産を、原則として対円で為替ヘッジを行ないます。
アジア通貨戦略コース	組入資産について、原則として、実質的に当該組入資産にかかる通貨を
	売り、選定通貨 を買う為替取引を行ないます。

選定通貨は、投資対象とする外国投資信託の投資顧問会社が選定した通貨を指します。 詳細は、後述の「各コースが投資対象とする外国投資信託の概要」の投資方針をご覧ください。

通常の状況においては、外国投資信託への投資を中心としますが、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本

とします。

通常の状況において、外国投資信託への投資比率は概ね90%以上を目処とします。

<マネープールファンド>

「野村マネーマーケット マザーファンド」への投資を通じて、残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<各コース>

アジアの高配当利回り株、アジア債券、アジアREITを実質的な主要投資対象 とします。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネーマーケット マザーファンド」を通じて 投資する、主要な投資対象という意味です。

アジア高配当株	アジア諸国·地域の企業が発行する高配当株およびアジア諸国·地域において 主要な事業活動に従事しているアジア諸国·地域外に籍を置〈企業が発行する 高配当株
アジア債券	アジア諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業が発行する債券(転換社債を含みます。)およびアジア諸国・地域において主要な事業活動に従事しているアジア諸国・地域外に籍を置く企業または国際機関が発行する債券(転換社債を含みます。)
アジアREIT	アジア諸国・地域の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券

<マネープールファンド>

円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象 とします。

なお、公社債等に直接投資する場合があります。

「実質的な主要投資対象」とは、「野村マネーマーケット マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

< 各コース >

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる ものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(上記「有価証券の指図範囲等」に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

<マネープールファンド>

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる ものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 当該ファンドの および 」に定めるものに限ります。)に係る権利
 - 八.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受

託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債 に限ります。)

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条 ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

- 5.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 7. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。) の行使により取得した株券
- 8. コマーシャル・ペーパー
- 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 10.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 11.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ (3)に定めるものに限ります。)
- 12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 14.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(上記「有価証券の指図範囲等」に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2. スワップ取引

(参考)各コースが投資対象とする外国投資信託の概要

ノムラ・セレクション・ファンド - アジア・プラス(日本円クラス、アジア通貨戦略クラス) (ケイマン諸島籍円建外国投資信託)

<運用の基本方針>	
主要投資対象	アジア高配当利回り株(以下、「アジア高配当株」といいます。)、アジア債券、アジアREIT
投資方針	 ・アジア高配当株、アジア債券、アジアREITを主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。なお、投資対象には、DR(預託証書)、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、投資信託証券および償還金額等が株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等も含まれます。 ・グローバルな市場に対する見通しに基づき、各投資対象の投資配分ならびに国別・通貨別配分等を積極的に変化させます。 ・米ドル建て以外の資産に投資を行なった場合は、副投資顧問会社が、原則として当該資産にかかる通貨を売り、米ドルを買う為替取引を行ないます。ファンドには2つのクラス(日本円クラス、アジア通貨戦略クラス)があり、クラスごとに、組入資産について、原則として、米ドルを売り、各クラスの通貨を買う為替取引を行なうことで、各通貨への投資効果を追求します。 <アジア通貨戦略クラスにおける通貨運用方針> ・原則として、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロードおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロードおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロードおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロードおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロードおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロードおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロードおよびJPモルガン・ガバスを表慮して、個別として、純資産総額の5%~45%程度の範囲内に維持することを基本とします。 ・1通貨当りのエクスポージャーについては、原則として、純資産総額の5%~45%程度の範囲内に維持することを基本とします。 ・ファンダメンタルズおよび流動性を考慮して、選択される通貨が3以下または5以上となる場合があります。この場合、1通貨当りのエクスポージャーは上記の範囲を超える場合があります。
主な投資制限	 ・同一銘柄の株式ならびに債券(国債、政府保証債、政府機関債、国際機関債等を除く)への投資比率は、取得時において、ファンドの純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券(上場投資信託証券を除く。)への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。 ・同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針 です。
償還条項	当初設定日(平成25年6月3日)から3年経過後において、全クラスの合計の純資産残高が30億円を下回った場合にはファンドを、各クラスの純資産残高が30億円を下回った場合には当該クラスを、それぞれ償還する場合があります。

<主な関係法人>

	日間配が取り回り、
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・シンガポール・リミテッド
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク (ルクセンブルグ)エス・エー
<管理報酬等>	
信託報酬	純資産総額の1.13%(年率)
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。ファンドの設立に係る費用(3年を超えない期間にわたり償却。)

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

指数の著作権等について

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロードおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・ブロードは、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、現地通貨建ての世界主要国の債券、現地通貨建ての新興国の債券をそれぞれ対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

(参考)投資対象とする国内投資信託の概要

「野村マネーマーケット マザーファンド」 運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益

の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

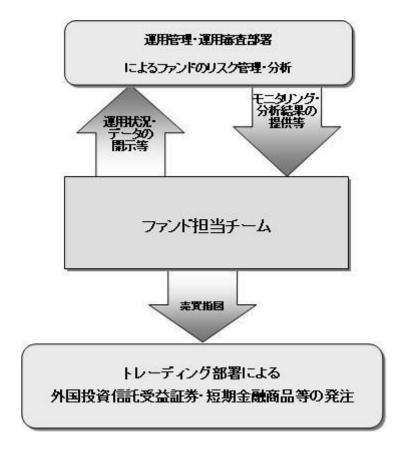
有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第16条の範囲で行ないます。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

<各コース>

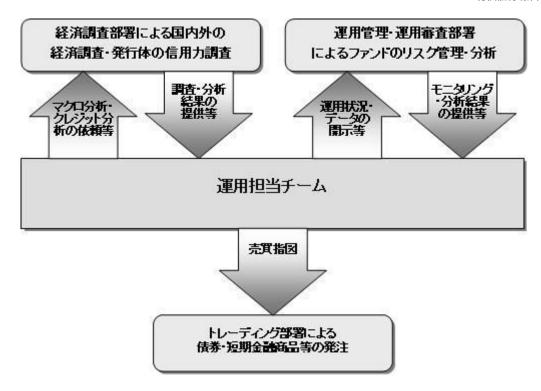


<ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用体制等について>

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・シンガポールは、ドイツのミュンヘンに拠点を置く総合金融 グループであるアリアンツSEの傘下にあります。

独自の調査を投資アプローチの基盤とし、グローバルな運用・調査体制を活用し、リサーチ・チームによるファンダメンタルズ分析等により幅広く投資対象をカバーする充実した調査体制を有しています。

<マネープールファンド>

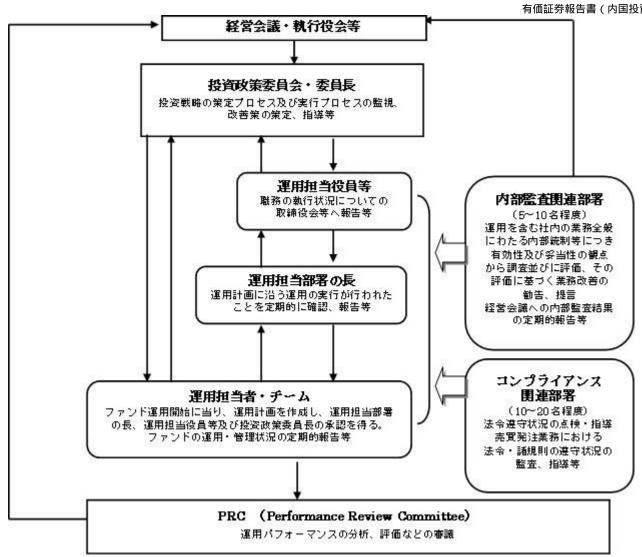


運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、 投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務 付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス 体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。

<各コース>

収益分配金額は、上記の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等

を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。

<マネープールファンド>

収益分配金額は、上記の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ない ます。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

< 各コース >

原則として毎月19日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

<マネープールファンド>

原則として毎年2月および8月の各19日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

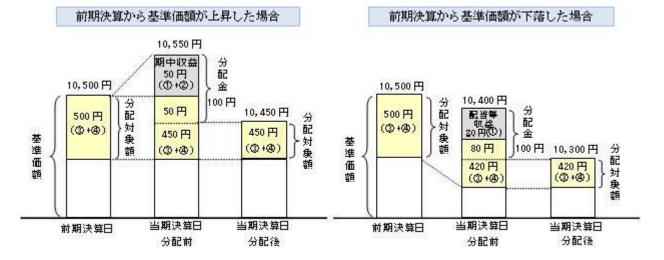


ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、 経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金 収益調整金です。

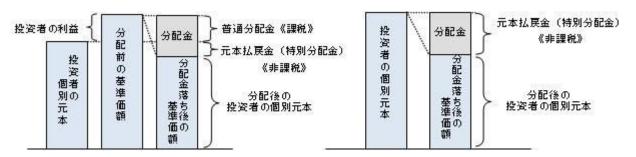


投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金・・・ 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っ ている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金・・・ 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額

(特別分配金) が元本払戻金(特別分配金)となります。



投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を 控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注)普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

< 各コース >

運用の基本方針 2運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。
- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

公社債の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供 の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れ た公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託

財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<マネープールファンド>

運用の基本方針 2運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型 新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託 財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額 の10%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

投資する株式の範囲(信託約款)

- ()委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または 登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるもの とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款)

- ()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券およ

び組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲等」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲等」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限 月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該 ファンドの 金融商品の指図範囲等」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範 囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または 異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」とい います。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託 財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の 総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証 券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価す

るものとします。

()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供 の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れ た公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日か ら信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開 始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合 の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証 券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日におけ る信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用に</u>よる損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落</u>により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

< 各コース >

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質 的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に 投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特に、ファンドが実質的に投資を行なうハイ・ イールド債券等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性 や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。また、 ファンドが実質的に投資を行なう新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが 予想されます。

[為替変動リスク]

各コースの為替変動リスクは以下の通りです。

<円コース>

・投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として為替へッジにより為替変動リスクの 低減を図ることを基本とします。ただし、完全にヘッジすることは出来ませんので、当該組入資産 にかかる通貨の対円での為替変動の影響を受ける場合があります。

<アジア通貨戦略コース>

・投資対象である外国投資信託の組入資産(米ドルベース) について、原則として、米ドルを売り、当該コースの選定通貨を買う為替取引を行ないますので、選定通貨の対円での為替変動の影響を受けます。ただし、外国投資信託の組入資産(米ドルベース) の額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないため、期待した投資効果が得られない場合があります。その場合、米ドルの対円での為替変動の影響も受けることとなります。

米ドル建て以外の資産に投資を行ない、当該資産にかかる通貨売り、米ドル買いの為替取引 を行なった場合も含みます。

- ・米ドル建て以外の資産に投資を行なった場合は、原則として当該資産にかかる通貨を売り、米ドル を買う為替取引を行ないますが、当該資産の額と当該資産にかかる通貨の売りの額は必ずしも一致 しないため、当該資産にかかる通貨の対円での為替変動の影響を受ける場合もあります。
- ・当コースが対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能 性が高く、その結果、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

各コースの通貨の金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合、為替取引によるコスト(金利 差相当分の費用)がかかるため、基準価額の変動要因となります。

<マネープールファンド>

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に 投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

各コースに関する留意点

- ・各コースが各々投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンド を繰上償還させます。
- ・各コースが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

- ・金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入(スイッチングによる購入を含みます。)・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入(スイッチングによる購入を含みます。)・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ・ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- ・REITに関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格 や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ・外国投資信託の組入資産について為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替 取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドは

NDF (ノン・デリバラブル・フォワード)を用いる場合があります。

NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があり、その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

・店頭デリバティブ取引に関して、将来、国際的に規制の強化等が予定されています。ファンドが投資対象とする外国投資信託が原則として活用するNDFが当該規制強化等の対象取引となり、かつ、当該取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合、当該現金等を資産の一部として追加的に保有することとなります。その場合、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

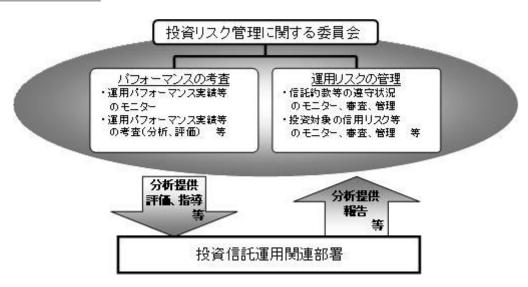
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、 審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是 正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.78%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.5%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、「マネープールファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

<各コース>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.7884%(税抜年0.73%)の率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については、ファンドの純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

<ファンドの純資産総額>	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
(各コース合算の純資産総額)			
250億円以下の部分	年0.10%	年0.60%	年0.03%
250億円超の部分	年0.11%	年0.60%	年0.02%

この他にファンドが投資対象とする外国投資信託に関しても信託報酬等がかかります。

(参考)投資対象とする外国投資信託に係る信託報酬率

信託報酬率	
年1.13%	

当該外国投資信託は、上記の他に、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等を負担する場合があります。

なお、申込手数料はかかりません。

ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬等を加えた、受益者が実質的 に負担する信託報酬率について、概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託 報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬は変動 します。

実質的な信託報酬率(税込)の概算値	
年1.9184%程度	

<マネープールファンド>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

また、信託報酬およびその配分(税抜)については、「コールレート」に応じて次の通りとします。

<コールレート>	信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
0.65%以上	年0.594%	/T0,000/	年0.28%	年0.05%
	(税抜年0.55%)	年0.22%		
0.4%以上	年0.324%	年0.420/	午0.440/	午0.020/
0.65%未満	(税抜年0.30%)	年0.13%	年0.14% 	年0.03%
0.4%未満	年0.162%	年0.0050/以中	年0.0700/11/中	午0.0450/以中
	(税抜年0.15%)以内	年0.065%以内	年0.070%以内	年0.015%以内

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下「コールレート」といいます。)に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。

平成26年5月13日現在の信託報酬率は年0.0216%(税抜年0.02%)以内の率となっております。

(4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、 当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

<各コース>

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等 に相当する金額はファンドから支払われます。

<マネープールファンド>

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用はファンドから支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

「譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配 当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

「個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡 益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。 なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

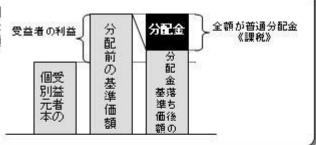
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金 (特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせくださ

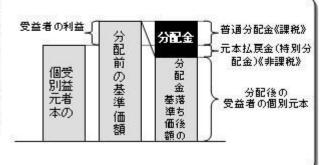
分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本と同額の場合または受益者の個別元 本を上回っている場合には分配金の全額 が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)とな り、分配金から元本払戻金(特別分配金)を 控除した額が普通分配金となります。な お、受益者が元本払戻金(特別分配金)を 受け取った場合、分配金発生時にその個別 元本から元本払戻金(特別分配金)を控除 した額が、その後の受益者の個別元本とな ります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものでは ありません。

*税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成26年 3月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

アジア・プラス (円コース)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	515,935,161	98.83
親投資信託受益証券	日本	1,000,697	0.19
現金・預金・その他資産(負債控除後)		5,099,355	0.97
合計 (純資産総額)		522,035,213	100.00

アジア・プラス (アジア通貨戦略コース)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	6,875,698,018	98.55
親投資信託受益証券	日本	33,023,015	0.47
現金・預金・その他資産(負債控除後)		67,735,564	0.97
合計 (純資産総額)		6,976,456,597	100.00

アジア・プラス (マネープールファンド)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	12,636,889	98.46
現金・預金・その他資産(負債控除後)		197,508	1.53
合計 (純資産総額)		12,834,397	100.00

(参考)野村マネーマーケット マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	118,013,696	37.73
特殊債券	日本	50,254,848	16.07
現金・預金・その他資産(負債控除後)		144,453,254	46.19
合計 (純資産総額)		312,721,798	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

アジア・プラス (円コース)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1			ノムラ・セレクション・ファンド - アジア・プラス - 日本円クラス	52,911	9,744	515,615,835	9,751	515,935,161	98.83
2			野村マネーマーケット マザー ファンド	996,314	1.0044	1,000,697	1.0044	1,000,697	0.19

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.83
親投資信託受益証券	0.19
合 計	99.02

アジア・プラス (アジア通貨戦略コース)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)		投資 比率 (%)
1		益証券	ノムラ・セレクション・ファンド - アジア・プラス - アジア通貨戦 略クラス	771,337	8,861	6,835,546,164	8,914	6,875,698,018	98.55
2			野村マネーマーケット マザー ファンド	32,878,351	1.0044	33,023,015	1.0044	33,023,015	0.47

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.55
親投資信託受益証券	0.47
合 計	99.02

アジア・プラス (マネープールファンド)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1			野村マネーマーケット マザー ファンド	12,581,531	1.0043	12,635,632	1.0044	12,636,889	98.46

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.46
合 計	98.46

(参考)野村マネーマーケット マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第31 8回	20,000,000	100.01	20,002,356	100.01	20,002,356	0.1	2014/7/15	6.39
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第31 5回	19,000,000	100.00	19,000,860	100.00	19,000,860	0.1	2014/4/15	6.07
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 3回	15,000,000	100.02	15,003,605	100.02	15,003,605	0.1	2014/12/15	4.79
4	日本		中小企業債券 政府保証第18 2回	10,000,000	100.66	10,066,332	100.66	10,066,332	1.5	2014/9/24	3.21

有価証券報告書	(内国投資信託受益証券)
	(7)国这员问此文皿皿刀 /

								有 伸	夯 報告書	售(内国投資	負信計
5	日本	特殊債券	公営企業債券 政府保証第83 8回	10,000,000	100.09	10,009,444	100.09	10,009,444	1.5	2014/4/25	3.20
6	日本	特殊債券	道路債券 政府 保証第327回	10,000,000	100.09	10,009,176	100.09	10,009,176	1.5	2014/4/25	3.20
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 1回	10,000,000	100.01	10,001,584	100.01	10,001,584	0.1	2014/10/15	3.19
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第31 9回	10,000,000	100.01	10,001,480	100.01	10,001,480	0.1	2014/8/15	3.19
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 0回	10,000,000	100.01	10,001,189	100.01	10,001,189	0.1	2014/9/15	3.19
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 2回	10,000,000	100.01	10,001,128	100.01	10,001,128	0.1	2014/11/15	3.19
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第31 6回	10,000,000	100.00	10,000,800	100.00	10,000,800	0.1	2014/5/15	3.19
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第31 7回	10,000,000	100.00	10,000,000	100.00	10,000,000	0.1	2014/6/15	3.19
13	日本	特殊債券	公営企業債券 政府保証第84 5回	7,000,000	100.89	7,062,732	100.89	7,062,732	1.5	2014/11/28	2.25
14	日本	特殊債券	道路債券 政府 保証第333回	6,000,000	100.83	6,050,224	100.83	6,050,224	1.6	2014/10/28	1.93
15	日本	特殊債券	公営企業債券 政府保証第84 4回	6,000,000	100.83	6,050,224	100.83	6,050,224	1.6	2014/10/28	1.93
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 4回	4,000,000	100.01	4,000,694	100.01	4,000,694	0.1	2015/1/15	1.27
17	日本	特殊債券	日本政策投資銀 行債券 政府保 証第8回	1,000,000	100.67	1,006,716	100.67	1,006,716	1.8	2014/8/27	0.32

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	37.73
特殊債券	16.07
合 計	53.80

【投資不動産物件】

アジア・プラス (円コース)

該当事項はありません。

アジア・プラス (アジア通貨戦略コース)

該当事項はありません。

アジア・プラス (マネープールファンド)

該当事項はありません。

(参考)野村マネーマーケット マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

アジア・プラス (円コース)

該当事項はありません。

アジア・プラス (アジア通貨戦略コース)

該当事項はありません。

アジア・プラス (マネープールファンド)

該当事項はありません。

(参考)野村マネーマーケット マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

アジア・プラス (円コース)

平成26年3月末日及び同日前1年以内における各月末(設定来)並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(2013年 8月19日)	501	501	0.9933	0.9943
第2特定期間	(2014年 2月19日)	556	557	0.9914	0.9924
	2013年 5月末日	303		1.0000	
	6月末日	458		0.9697	
	7月末日	498		0.9956	
	8月末日	494		0.9676	
	9月末日	547		1.0026	
	10月末日	551		1.0120	
	11月末日	588		1.0160	

12月末日	571	1.0033	
2014年 1月末日	551	0.9777	
2月末日	526	1.0017	
3月末日	522	0.9939	

アジア・プラス (アジア通貨戦略コース)

平成26年3月末日及び同日前1年以内における各月末(設定来)並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(2013年 8月19日)	9,285	9,345	0.9267	0.9327
第2特定期間	(2014年 2月19日)	7,312	7,360	0.9155	0.9215
	2013年 5月末日	6,749		1.0000	
	6月末日	8,831		0.9287	
	7月末日	9,447		0.9512	
	8月末日	8,740		0.8692	
	9月末日	9,085		0.9183	
	10月末日	9,143		0.9386	
	11月末日	8,871		0.9475	
	12月末日	8,212		0.9447	
	2014年 1月末日	7,286		0.8904	
	2月末日	7,349		0.9275	
	3月末日	6,976		0.9241	

アジア・プラス (マネープールファンド)

平成26年3月末日及び同日前1年以内における各月末(設定来)並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2013年 8月19日)	23	23	1.0001	1.0001

				131772	HOLEST HOTE
第2計算期間	(2014年 2月19日)	14	14	1.0004	1.0004
	2013年 5月末日	10		1.0000	
	6月末日	15		1.0001	
	7月末日	13		1.0001	
	8月末日	38		1.0001	
	9月末日	28		1.0002	
	10月末日	19		1.0003	
	11月末日	12		1.0003	
	12月末日	12		1.0003	
	2014年 1月末日	14		1.0004	
	2月末日	11		1.0005	
	3月末日	12		1.0005	

【分配の推移】

アジア・プラス (円コース)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2013年 5月31日~2013年 8月19日	0.0010円
第2特定期間	2013年 8月20日~2014年 2月19日	0.0060円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

アジア・プラス (アジア通貨戦略コース)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2013年 5月31日~2013年 8月19日	0.0060円
第2特定期間	2013年 8月20日~2014年 2月19日	0.0360円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

アジア・プラス (マネープールファンド)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2013年 5月31日~2013年 8月19日	0.0000円
第2計算期間	2013年 8月20日~2014年 2月19日	0.0000円

【収益率の推移】

アジア・プラス(円コース)

	計算期間	収益率
第1特定期間	2013年 5月31日~2013年 8月19日	0.6%
第2特定期間	2013年 8月20日~2014年 2月19日	0.4%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

アジア・プラス(アジア通貨戦略コース)

	計算期間	収益率
第1特定期間	2013年 5月31日~2013年 8月19日	6.7%
第2特定期間	2013年 8月20日~2014年 2月19日	2.7%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

アジア・プラス (マネープールファンド)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2013年 5月31日~2013年 8月19日	0.0%
第2計算期間	2013年 8月20日~2014年 2月19日	0.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

アジア・プラス (円コース)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2013年 5月31日~2013年 8月19日	513,778,617	9,295,152	504,483,465
第2特定期間	2013年 8月20日~2014年 2月19日	112,542,385	55,632,233	561,393,617

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

アジア・プラス (アジア通貨戦略コース)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2013年 5月31日~2013年 8月19日	10,141,613,503	121,788,348	10,019,825,155
第2特定期間	2013年 8月20日~2014年 2月19日	435,732,054	2,468,208,530	7,987,348,679

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

アジア・プラス (マネープールファンド)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2013年 5月31日~2013年 8月19日	27,863,238	4,800,669	23,062,569
第2計算期間	2013年 8月20日~2014年 2月19日	23,674,948	32,256,792	14,480,725

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

円コース・アジア通貨戦略コース 円 アジア通貨 マー1 戦略コース 2014年3月 10 円 60 円 2014年2月 60 円 10 円 60 円 2014年1月 10 円 2013年12月 10 円 60 円 10 円 60 円 2013年11月 直近1年開累計 設定來累計 80 円 480 円

マネーブールフ	マネーブールファンド
2014年2月	0 円
2013年8月	0円
	**
	**
設定来累計	0 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率 円コース

137	_^	The second second
順位	銘柄	投資比率 (%)
1	ノムラ・セレクション・ファンドーアジア・プラスー日本円クラス	98.8
2	野村マネーマーケット マザーファンド	0.2

アジア通貨戦略コース

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	ノムラ・セレクション・ファンドーアジア・ブラスーアジア通貨戦略クラス	98.6
2	野村マネーマーケット マザーファンド	0.5

「ノムラ・セレクション・ファンドーアジア・ブラス」の資産内容 ※下記の投資比率は、ノムラ・セレクション・ファンドーアジア・ブラスが保有する資産比率から算出しています。

	資産	投資比率 (%)
アジア高配当	4	54.4
アジアリート		0.0
アジア債券	投資適格債券	8.2
7 2 7 DA 37	ハイ・イールド債券	31.4
その他の資産		6.0

国·地域別投資比率

国-地域	投資比率 (%)
中国	41.0
香港	15.7
台湾	9.9
シンガポール	7.8
マレーシア	5.8
その他の国・地域	13.8
その他の資産	6.0

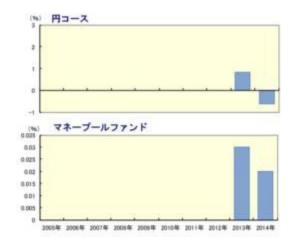
・国・地域は、原則発行体の所在地などで区分しています。

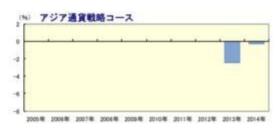
マネーブールファンド

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	機類	投資比率 (96)
1	国庫債券 利付(2年)第318回	国債証券	6.3
2	国庫債券 利付(2年)第315回	国債証券	6.0
3	国庫債券 利付(2年)第323回	国債証券	4.7
4	中小企業債券 政府保証第182回	特殊債券	3.2
5	公営企業債券 政府保証第838回	特殊債券	3.2
6	道路債券 政府保証第327回	特殊債券	3.2
7	国庫債券 利付(2年)第321回	国債証券	3.1
8	国庫債券 利付(2年)第319回	国債証券	3.1
9	国庫債券 利付(2年)第320回	国債証券	3.1
10	国庫債券 利付(2年)第322回	国債証券	3.1

年間収益率の推移





- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。 ・2013年は設定日(2013年5月31日)から年末までの収益率。
- +2014年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホー ムページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- ・申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかか

る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

- ・各コースについては販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。
 - ○申込日当日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合
 - ・ルクセンブルグの銀行
 - ・シンガポールの銀行
 - ○申込日当日が、香港の連休等で、購入、換金のお申込みの受付けを行なわないものとして委託会社が 指定する日の場合

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

- ・販売の単位は、1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位とします。
- ・販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

- ・受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ・販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・「アジア・プラス」を構成するファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。 (詳しくは「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧下さい。)

スイッチングとは、「アジア・プラス」を構成するファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までに「アジア・プラス」を構成する他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。なお、「マネープールファンド」は、スイッチング以外によるお買付はできません。

<各コース>

・金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第 3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引 を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取得申込の受付け(スイッチングの申込みを含みます。)を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付け(スイッチングの申込みを含みます。)を取り消す場合があります。

<マネープールファンド>

・金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取 得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解 約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分としま す。

ただし、各コースについては販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約 の実行の請求ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

- ・受益者は、委託者に1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から申込みの販売会社において 支払います。

< 各コース >

- ・金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- ・金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決

済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、 重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等) による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断 で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを 取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

<マネープールファンド>

・金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳し くは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法			
外国投資信託	原則、基準価額計算日の前日(前日が当該外国投資信託の営業日でない場			
外国权具活式	合はとりうる直近)の純資産価格で評価します。			
ハルチ	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。			
公社債等	日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額			

- 1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- 2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成35年8月21日までとします(平成25年5月31日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

<各コース>

原則として、毎月20日から翌月19日までとします。

<マネープールファンド>

原則として、毎年2月20日から8月19日までおよび8月20日から翌年2月19日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

()委託者は、信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めると き、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届け出ます。

() < 各コース >

委託者は、各ファンドにつき、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

<マネープールファンド>

委託者は、「マネープールファンド」以外のすべてのファンドがその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合にお

いて、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等()」の書面決議が否決となる場合を除き、その投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

各ファンドにつき、毎年2月、8月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、

議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了()」または「(d)信託約款の変更等()」に規定する書面に付記します。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容
- (i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに 当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

(i) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年2月、8月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、 当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で 記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

アジア・プラス (円コース) アジア・プラス (アジア通貨戦略コース)

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成25年8月20日から平成26年2月19日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

アジア・プラス(マネープールファンド)

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成25年8月20日から平成26年2月19日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア・プラス(円コース)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	前期 (平成25年 8月19日現在)	当期 (平成26年 2月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,477,946	6,419,214
投資信託受益証券	495,044,928	549,952,916
親投資信託受益証券	1,000,199	1,000,598
未収入金	109,285	106,491
未収利息	33	13
流動資産合計	511,632,391	557,479,232
資産合計	511,632,391	557,479,232
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	504,483	561,393
未払解約金	9,240,310	-
未払受託者報酬	31,283	14,287
未払委託者報酬	729,908	333,312
その他未払費用	3,107	1,417
流動負債合計	10,509,091	910,409
負債合計	10,509,091	910,409
純資産の部		
元本等		
元本	504,483,465	561,393,617
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,360,165	4,824,794
(分配準備積立金)	707,863	13,814,653
元本等合計	501,123,300	556,568,823
純資産合計	501,123,300	556,568,823
負債純資産合計	511,632,391	557,479,232

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	前期 自 平成25年 5月31日 至 平成25年 8月19日	当期 自 平成25年 8月20日 至 平成26年 2月19日
営業収益		
受取配当金	1,994,480	13,209,200
受取利息	5,320	3,790
有価証券売買等損益	2,298,940	9,574,766
営業収益合計	299,140	3,638,224
営業費用		
受託者報酬	31,283	86,739
委託者報酬	729,908	2,023,791
その他費用	3,107	8,614
営業費用合計	764,298	2,119,144
営業利益又は営業損失()	1,063,438	1,519,080
経常利益又は経常損失()	1,063,438	1,519,080
当期純利益又は当期純損失()	1,063,438	1,519,080
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	21,424	208,423
期首剰余金又は期首欠損金()	-	3,360,165
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,418	297,001
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	33,418	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	297,001
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,847,086	204,110
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	204,110
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,847,086	-
分配金	504,483	3,285,023
期末剰余金又は期末欠損金()	3,360,165	4,824,794

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買
	が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当該財務諸表の特定期間は、平成25年 8月20日から平成26年 2月19日までとなって
	おります。

(貸借対照表に関する注記)

前期			当期		
	平成25年 8月19日現在			平成26年 2月19日現在	
1.	特定期間の末日における受益権の総数	1		特定期間の末日における受益権の総数	
	504,483,465	╗			561,393,617□
2 .	投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す	2		投資信託財産計算規則第55条の6第1項第	第10号に規定す
	る額			る額	
	元本の欠損 3,360,165	믜		元本の欠損	4,824,794円
3.	特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	3		特定期間の末日における1単位当たりの	純資産の額
	1口当たり純資産額 0.9933	9		1口当たり純資産額	0.9914円
	(10,000口当たり純資産額) (9,933円)		(10,000口当たり純資産額)	(9,914円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期			当期				
自 平成25年 5月31日				自 平成25年 8月20日			
至 平成25年 8月19日			至 平成26年 2月19日				
1.分配金の計算過程		1	1.分配金の計算過程				
平成25年 5月31日	から平成	25年 8月19日ま	で		平成25年 8月20日から平成	25年 9月19日ま	きで
項目					項目		
費用控除後の配当等	収益額	А	1,212,346円		費用控除後の配当等収益額	А	1,805,892円
費用控除後・繰越欠	損金補填	В	0円		費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等	損益額				後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額		С	129円		収益調整金額	С	13,771円

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,212,475円
当ファンドの期末残存口数	F	504,483,465□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	24円
額		
10,000口当たり分配金額	н	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	504,483円

	13114411112111	
分配準備積立金額	D	688,950円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,508,613円
当ファンドの期末残存口数	F	500,627,610口
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	50円
額		
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	500,627円

平成25年 9月20日から平成25年10月21日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	2,079,965円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	5,700,186円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	214,935円
分配準備積立金額	D	1,972,176円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,967,262円
当ファンドの期末残存口数	F	545,250,212□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	182円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	545,250円

平成25年10月22日から平成25年11月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	1,830,379円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	277,994円
分配準備積立金額	D	9,163,591円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,271,964円
当ファンドの期末残存口数	F	545,983,009□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	206円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	545,983円

平成25年11月20日から平成25年12月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	1,913,207円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	1,140,104円
分配準備積立金額	D	10,055,034円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,108,345円
当ファンドの期末残存口数	F	569,856,125□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	230円
額		
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	569,856円

平成25年12月20日から平成26年 1月20日まで

	1月111111111111111111111111111111111111	<u> </u>
項目		
費用控除後の配当等収益額	А	1,869,421円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	1,130,907円
分配準備積立金額	D	11,233,051円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,233,379円
当ファンドの期末残存口数	F	561,914,633□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	253円
額		
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	561,914円

平成26年 1月21日から平成26年 2月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	1,902,422円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	1,185,307円
分配準備積立金額	D	12,473,624円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,561,353円
当ファンドの期末残存口数	F	561,393,617□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	277円
額		
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	561,393円

当期

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期

1.27.12	
自 平成25年 5月31日	自 平成25年 8月20日
至 平成25年 8月19日	至 平成26年 2月19日
1.金融商品に対する取組方針	1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー	同左
ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変	
動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及	
び流動性リスクにさらされております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 同左会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期	当期
平成25年 8月19日現在	平成26年 2月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
h_{\circ}	
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法
投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
親投資信託受益証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

(関連当事者との取引に関する注記)

前期	当期
Fil Att	 別
自 平成25年 5月31日	自 平成25年 8月20日
至 平成25年 8月19日	至 平成26年 2月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

	前期	当期	
自习	平成25年 5月31日	自 平成25年 8月20日	3
至平	平成25年 8月19日	至 平成26年 2月19日	3
期首元本額	- 円	期首元本額	504,483,465円
期中追加設定元本額	513,778,617円	期中追加設定元本額	112,542,385円
期中一部解約元本額	9,295,152円	期中一部解約元本額	55,632,233円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 平成25年 5月31日 至 平成25年 8月19日	当期 自 平成25年 8月20日 至 平成26年 2月19日	
	損益に含まれた評価差額(円)	垂 平成20年 2月19日 損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	2,253,972	4,818,011	
親投資信託受益証券	199	0	
合計	2,253,773	4,818,011	

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成26年 2月19日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年 2月19日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券		ノムラ・セレクション・ファンド - アジア・プラス - 日本円クラス		549,952,916	
	小計	銘柄数:1		549,952,916	
		組入時価比率:98.8%		99.8%	
	合計			549,952,916	

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券報告書<u>(内国投資信託</u>受益証券)

			<u> </u>	貝口叫
親投資信託受益 証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファ ンド	1,000,598	
	小計	銘柄数:1	1,000,598	
		組入時価比率:0.2%	0.2%	
	合計		1,000,598	
	合計		550,953,514	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アジア・プラス(アジア通貨戦略コース)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	前期 (平成25年 8月19日現在)	当期 (平成26年 2月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	204,779,971	141,467,549
投資信託受益証券	9,157,536,850	7,197,453,588
親投資信託受益証券	33,006,576	33,019,727
未収入金	-	63,209,870
未収利息	448	301
流動資産合計	9,395,323,845	7,435,151,035
資産合計	9,395,323,845	7,435,151,035
負債の部		
流動負債		
未払金	16,094,908	-
未払収益分配金	60,118,950	47,924,092
未払解約金	18,389,633	70,243,180
未払受託者報酬	614,120	190,377
未払委託者報酬	14,329,407	4,442,066
その他未払費用	61,384	19,028
流動負債合計	109,608,402	122,818,743
負債合計	109,608,402	122,818,743
純資産の部		
元本等		
元本	10,019,825,155	7,987,348,679
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	734,109,712	675,016,387
(分配準備積立金)	43,136,691	206,372,237
元本等合計	9,285,715,443	7,312,332,292
純資産合計	9,285,715,443	7,312,332,292
負債純資産合計	9,395,323,845	7,435,151,035

(2)【損益及び剰余金計算書】

				<u>(単位:円)</u>
	自至	前期 平成25年 5月31日 平成25年 8月19日	自 至	当期 平成25年 8月20日 平成26年 2月19日
営業収益				
受取配当金		118,402,080		571,772,190
受取利息		101,669		63,580
有価証券売買等損益		684,421,809		288,161,943
営業収益合計		565,918,060		283,673,827
営業費用				
受託者報酬		614,120		1,359,350
委託者報酬		14,329,407		31,718,016
その他費用		61,384		135,871
営業費用合計		15,004,911		33,213,237
営業利益又は営業損失()		580,922,971		250,460,590
経常利益又は経常損失()		580,922,971		250,460,590
当期純利益又は当期純損失()		580,922,971		250,460,590
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()		6,090,308		8,014,207
期首剰余金又は期首欠損金()		-		734,109,712
剰余金増加額又は欠損金減少額		950,907		163,650,401
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		950,907		163,650,401
剰余金減少額又は欠損金増加額		100,109,006		35,500,334
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		100,109,006		35,500,334
分配金		60,118,950		327,531,539
期末剰余金又は期末欠損金()		734,109,712		675,016,387

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買
	が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 . その他	当該財務諸表の特定期間は、平成25年 8月20日から平成26年 2月19日までとなって
	おります。

(貸借対照表に関する注記)

	前期		当期		
	平成25年 8月19日現在			平成26年 2月19日現在	
1.	特定期間の末日における受益権の総数		1.	特定期間の末日における受益権の総数	t
	10,019,825,	155□			7,987,348,679□
2.	投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規	定す	2 .	投資信託財産計算規則第55条の6第1項	〔第10号に規定す
	る額			る額	
	元本の欠損 734,109,	712円		元本の欠損	675,016,387円
3.	特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	Į	3 .	特定期間の末日における1単位当たりの	の純資産の額
	1口当たり純資産額 0.9	267円		1口当たり純資産額	0.9155円
	(10,000口当たり純資産額) (9,2	67円)		(10,000口当たり純資産額)	(9,155円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	i	前期			<u> </u>	当期	
	自 平成2	5年 5月31日			自 平成2	5年 8月20日	
	至 平成2	5年 8月19日			至 平成20	6年 2月19日	
1.				1	.分配金の計算過程		
	平成25年 5月31日から平成	25年 8月19日ま	で		平成25年 8月20日から平成	25年 9月19日ま	で
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	А	103,255,641円		費用控除後の配当等収益額	А	102,202,110円
	費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円		費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
	後の有価証券売買等損益額				後の有価証券売買等損益額		
	収益調整金額	С	788,967円		収益調整金額	С	2,046,125円

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,044,608円
当ファンドの期末残存口数	F	10,019,825,155口
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	103円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	60円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	60,118,950円

	디떼때기개	
分配準備積立金額	D	42,044,335円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	146,292,570円
当ファンドの期末残存口数	F	9,922,570,098口
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	147円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	60円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	59,535,420円

平成25年 9月20日から平成25年10月21日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	106,235,065円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	3,351,523円
分配準備積立金額	D	83,740,284円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	193,326,872円
当ファンドの期末残存口数	F	9,920,649,102□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	194円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	60円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	59,523,894円

平成25年10月22日から平成25年11月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	110,662,030円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	3,876,724円
分配準備積立金額	D	125,729,686円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	240,268,440円
当ファンドの期末残存口数	F	9,599,224,120□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	250円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	60円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	57,595,344円

平成25年11月20日から平成25年12月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	73,932,773円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	4,410,969円
分配準備積立金額	D	161,987,670円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	240,331,412円
当ファンドの期末残存口数	F	8,733,554,550□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	275円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	60円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	52,401,327円

平成25年12月20日から平成26年 1月20日まで

	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	古書(內国投資信
項目		
費用控除後の配当等収益額	А	71,503,098円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	5,260,161円
分配準備積立金額	D	176,102,129円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	252,865,388円
当ファンドの期末残存口数	F	8,425,243,783□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	300円
額		
10,000口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	50,551,462円

平成26年 1月21日から平成26年 2月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	68,412,417円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	5,960,410円
分配準備積立金額	D	185,883,912円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	260,256,739円
当ファンドの期末残存口数	F	7,987,348,679□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	325円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	60円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	47,924,092円

当期

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期

1.27.12	
自 平成25年 5月31日	自 平成25年 8月20日
至 平成25年 8月19日	至 平成26年 2月19日
1.金融商品に対する取組方針	1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー	同左
ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変	
動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及	
び流動性リスクにさらされております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 同左会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期	当期
平成25年 8月19日現在	平成26年 2月19日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
h_{\circ}	
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法
投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
親投資信託受益証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

(関連当事者との取引に関する注記)

前期	当期
自 平成25年 5月31日	自 平成25年 8月20日
至 平成25年 8月19日	至 平成26年 2月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

	前期			当期	
自	平成25年 5月31日		自	平成25年 8月20日	
至	平成25年 8月19日		至	平成26年 2月19日	
期首元本額		- 円	期首元本額		10,019,825,155円
期中追加設定元本額		10,141,613,503円	期中追加設定元本額		435,732,054円
期中一部解約元本額		121,788,348円	期中一部解約元本額		2,468,208,530円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 平成25年 5月31日 至 平成25年 8月19日	当期 自 平成25年 8月20日 至 平成26年 2月19日	
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	684,293,462	180,834,700	
親投資信託受益証券	6,576	0	
合計	684,286,886	180,834,700	

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成26年 2月19日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年 2月19日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券	日本円	ノムラ・セレクション・ファンド - アジア・プラス - アジア通貨戦略ク ラス		7,197,453,588	
	小計	銘柄数:1		7,197,453,588	
		組入時価比率:98.4%		99.5%	

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

_				<u>.只口만</u>
	合計		7,197,453,588	
親投資信託受益 証券	日本円 野村マネーマーケット マザーファンド		33,019,727	
	小計	銘柄数:1	33,019,727	
		組入時価比率:0.5%	0.5%	
	合計		33,019,727	
	合計		7,230,473,315	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アジア・プラス (マネープールファンド)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第1期 (平成25年 8月19日現在)	第2期 (平成26年 2月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	412,493	171,523
親投資信託受益証券	22,834,879	14,316,955
流動資産合計	23,247,372	14,488,478
資産合計	23,247,372	14,488,478
負債の部		
流動負債		
未払解約金	181,829	-
未払受託者報酬	71	220
未払委託者報酬	474	1,843
流動負債合計	182,374	2,063
負債合計	182,374	2,063
純資産の部		
元本等		
元本	23,062,569	14,480,725
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,429	5,690
(分配準備積立金)	4,095	7,722
元本等合計	23,064,998	14,486,415
純資産合計	23,064,998	14,486,415
負債純資産合計	23,247,372	14,488,478

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第1期 自 平成25年 5月31日 至 平成25年 8月19日	第2期 自 平成25年 8月20日 至 平成26年 2月19日
営業収益		
受取利息	31	347
有価証券売買等損益	2,099	8,191
営業収益合計	2,130	8,538
営業費用		
受託者報酬	71	220
委託者報酬	474	1,843
営業費用合計	545	2,063
営業利益又は営業損失()	1,585	6,475
経常利益又は経常損失()	1,585	6,475
当期純利益又は当期純損失()	1,585	6,475
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	444	3,772
期首剰余金又は期首欠損金()	-	2,429
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,323	4,035
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,323	4,035
剰余金減少額又は欠損金増加額	35	3,477
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	35	3,477
分配金	-	<u> </u>
期末剰余金又は期末欠損金()	2,429	5,690

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 足説明 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること もあります。
4.その他 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成25年8月20日から平成26年 2月19日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第1期			第2期	
	平成25年 8月19日現在			平成26年 2月19日現在	
1 .	計算期間の末日における受益権の総数		1 .	計算期間の末日における受益権の総数	
		23,062,569□			14,480,725□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの約	屯資産の額	2 .	計算期間の末日における1単位当たりの	D純資産の額
	1口当たり純資産額	1.0001円		1口当たり純資産額	1.0004円
	(10,000口当たり純資産額)	(10,001円)		(10,000口当たり純資産額)	(10,004円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

9	第1期		第2期
自 平成2	25年 5月31日		自 平成25年 8月20日
至 平成2	25年 8月19日		至 平成26年 2月19日
			1.分配金の計算過程
項目			項目
費用控除後の配当等収益額	А	4,095円	費用控除後の配当等収益額 A 6,792円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 B 0円
後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額
収益調整金額	С	1,044円	収益調整金額 C 4,549円
分配準備積立金額	D	0円	分配準備積立金額 D 930円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,139円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 12,271円
当ファンドの期末残存口数	F	23,062,569□	当ファンドの期末残存口数 F 14,480,725口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	2円	10,000口当たり収益分配対象 G=E/F×10,000 8円 額
10,000口当たり分配金額	Н	0円	10,000口当たり分配金額 H 0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額 I=F×H/10,000 0円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第2期
自 平成25年 8月20日
至 平成26年 2月19日
1. 金融商品に対する取組方針
同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
同左
3.金融商品に係るリスク管理体制
同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第1期	第2期
平成25年 8月19日現在	平成26年 2月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
h_{\circ}	
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法

親投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
i)ます.	

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期	第2期	
自 平成25年 5月31日	自 平成25年 8月20日	
至 平成25年 8月19日	至 平成26年 2月19日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左	
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない		
ため、該当事項はございません。		

(その他の注記)

1 元本の移動

	第1期	第2期	
自立	平成25年 5月31日	自 平成25年 8月2	0日
至三	平成25年 8月19日	至 平成26年 2月1	9日
期首元本額	- 円	期首元本額	23,062,569円
期中追加設定元本額	27,863,238円	期中追加設定元本額	23,674,948円
期中一部解約元本額	4,800,669円	期中一部解約元本額	32,256,792円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成25年 5月31日 至 平成25年 8月19日	第2期 自 平成25年 8月20日 至 平成26年 2月19日	
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	
親投資信託受益証券	2,701	5,738	
合計	2,701	5,738	

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成26年 2月19日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年 2月19日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファ ンド		14,316,955	
	小計	銘柄数:1		14,316,955)
		組入時価比率:98.8%		100.0%)
	合計			14,316,955	ı

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「アジア・プラス(円コース)」、「アジア・プラス(アジア通貨戦略コース)」および「アジア・プラス(マネープールファンド)」は「野村マネーマーケット マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネーマーケット マザーファンド

貸借対照表

(単位:円) (平成26年 2月19日現在) 資産の部 流動資産 コール・ローン 144,753,150 国債証券 173,057,107 36,229,824 特殊債券 未収利息 69,105 前払費用 281,268 354,390,454 流動資産合計 資産合計 354,390,454 負債の部 流動負債 未払金 40,021,040 流動負債合計 40,021,040 負債合計 40,021,040 純資産の部 元本等 元本 313,014,418 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金() 1,354,996 314,369,414 元本等合計 314,369,414 純資産合計 354,390,454 負債純資産合計

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成26年 2月19日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額 1.0043円

(10,000口当たり純資産額)

(10,043円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成25年 8月20日

至 平成26年 2月19日

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 | 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組 入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成26年 2月19日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

国債証券、特殊債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

期首 平成25年 8月20日

	有伽訨券報告書(内国投貨信託
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	317,343,821円
同期中における追加設定元本額	33,357,927円
同期中における一部解約元本額	37,687,330円
期末元本額	313,014,418円
期末元本額の内訳 *	
野村北米REIT投信(マネープールファンド)年2回決算型	51,750,405円
アジア・プラス (マネープールファンド)	14,255,656円
野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型	39,956,350円
野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型	26,705,970円
野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	128,553,543円
野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	976,938円
野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型	5,580,027円
野村北米REIT投信(豪ドルコース)年2回決算型	3,786,609円
野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	7,374,946円
野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	199,309円
アジア・プラス(円コース)	996,314円
アジア・プラス (アジア通貨戦略コース)	32,878,351円

^{*}は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成26年 2月19日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年 2月19日現在)

(単位:円)

種類	通貨		銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券	利付(2年)第314回	10,000,000	10,000,500	
		国庫債券	利付(2年)第315回	19,000,000	19,000,860	
		国庫債券	利付(2年)第316回	10,000,000	10,000,800	
		国庫債券	利付(2年)第317回	10,000,000	10,000,000	
		国庫債券	利付(2年)第318回	10,000,000	10,000,900	
		国庫債券	利付(2年)第320回	10,000,000	10,001,309	
		国庫債券	利付(2年)第321回	10,000,000	10,001,664	
		国庫債券	利付(2年)第322回	10,000,000	10,001,208	
		国庫債券	利付(2年)第323回	10,000,000	10,002,075	
		国庫債券	利付(2年)第324回	4,000,000	4,000,774	
		国庫債券	利付(5年)第81回	10,000,000	10,005,374	
		国庫債券 回	利付(10年)第258	10,000,000	10,009,715	
		国庫債券回	利付(10年)第259	30,000,000	30,032,288	

_	_			11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	貝口叫
		国庫短期証券 第413回	20,000,000	19,999,640	
	小計	銘柄数:14	173,000,000	173,057,107	
		組入時価比率:55.0%		82.7%	
	合計			173,057,107	
特殊債券	日本円	日本政策投資銀行債券 政府保証第 8回	1,000,000	1,008,476	
		道路債券 政府保証第333回	6,000,000	6,059,664	
		公営企業債券 政府保証第838回	10,000,000	10,024,204	
		公営企業債券 政府保証第844回	6,000,000	6,059,664	
		公営企業債券 政府保証第845回	7,000,000	7,073,052	
		中小企業債券 政府保証第179回	6,000,000	6,004,764	
	小計	銘柄数:6	36,000,000	36,229,824	
		組入時価比率:11.5%		17.3%	
	合計			36,229,824	
	合計			209,286,931	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アジア・プラス (円コース)

平成26年 3月31日現在

資産総額	522,264,024円
負債総額	228,811円
純資産総額(-)	522,035,213円
発行済口数	525,261,581□
1口当たり純資産額(/)	0.9939円

アジア・プラス (アジア通貨戦略コース)

平成26年 3月31日現在

資産総額	6,990,115,053円
負債総額	13,658,456円
純資産総額(-)	6,976,456,597円
発行済口数	7,549,777,830□
1口当たり純資産額(/)	0.9241円

アジア・プラス (マネープールファンド)

平成26年 3月31日現在

資産総額	12,834,697円
負債総額	300円
純資産総額(-)	12,834,397円
発行済口数	12,828,356□
1口当たり純資産額(/)	1.0005円

(参考)野村マネーマーケット マザーファンド

平成26年 3月31日現在

資産総額	312,721,798円
負債総額	円
純資産総額(-)	312,721,798円
発行済口数	311,340,293□
1口当たり純資産額(/)	1.0044円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託 の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振 替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者 が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設け ることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することがで きません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解 約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法そ の他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成26年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

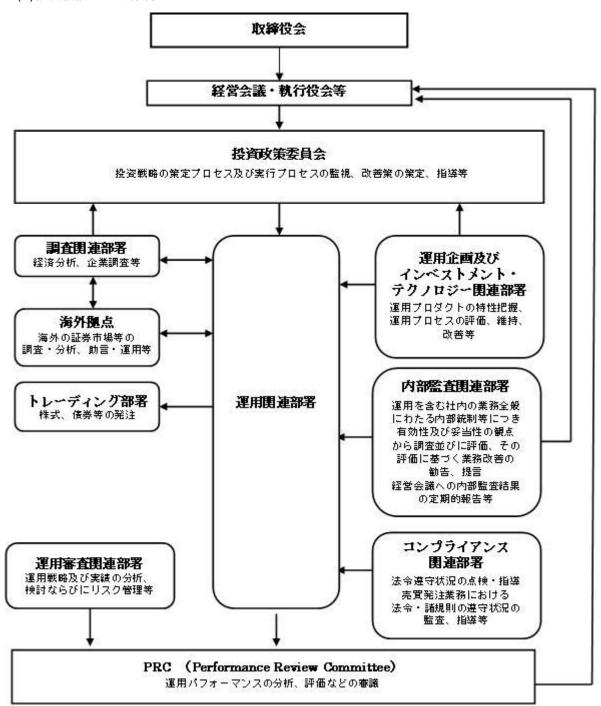
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、口)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成26年2月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	800	13,420,423

単位型株式投資信託	44	245,479
追加型公社債投資信託	18	6,380,531
単位型公社債投資信託	21	267,424
合計	883	20,313,857

3【委託会社等の経理状況】

1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、 「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2.財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度		当事業年度	
		(平成24年3月31日)		(平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			240		333
金銭の信託			50,326		51,061
有価証券			1,800		4,500
短期貸付金			153		-
前払費用			37		29
未収入金			217		271
未収委託者報酬			8,149		8,651
未収収益			4,200		4,224
繰延税金資産			1,402		1,504
その他			14		12
貸倒引当金			6		6
流動資産計			66,535		70,582
固定資産					

			•		有価証券
有形固定資産			1,677		1,470
建物	2	516		485	
器具備品	2	1,161		985	
無形固定資産			9,754		8,458
ソフトウェア		9,753		8,457	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			21,505		21,443
投資有価証券		6,691		9,061	
関係会社株式		14,429		12,092	
従業員長期貸付金		29		29	
長期差入保証金		57		55	
長期前払費用		23		19	
その他		273		184	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			32,937		31,373
資産合計			99,472		101,956

		前事業年度		当事業年度	
		(平成24年	3月31日)	(平成25年	3月31日)
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百	万円)
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金			-		3,000
関係会社短期借入金			8,500		2,000
預り金			93		102
未払金	1		6,276		6,481
未払収益分配金		4		3	
未払償還金		50		42	
未払手数料		3,610		3,764	
その他未払金		2,610		2,671	
未払費用	1		6,760		6,979
未払法人税等			856		763
前受収益			6		-
賞与引当金			2,816		3,109
流動負債計			25,310		22,436
固定負債					
退職給付引当金			2,437		813
時効後支払損引当金			489		495
繰延税金負債			7		1,640
固定負債計			2,934		2,948
負債合計			28,244		25,385
(純資産の部)					
株主資本			68,521		71,942
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			39,611		43,032
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		38,926		42,347	

別途積立金	24,606		24,606	
繰越利益剰余金	14,320		17,740	
評価・換算差額等		2,705		4,628
その他有価証券評価差額金		2,693		4,659
繰延ヘッジ損益		12		30
純資産合計		71,227		76,570
負債・純資産合計		99,472		101,956

(2)【損益計算書】

			僕年度 年4月1日		€年度 年 4 月 1 日
		•	*		年 4 月 1 日 年 3 月31日)
区分	注記番号	金額(百	5万円)	金額(百	百万円)
営業収益					
委託者報酬			78,412		74,067
運用受託報酬			17,784		17,516
その他営業収益			129		163
営業収益計			96,325		91,747
営業費用					
支払手数料			40,671		37,925
広告宣伝費			952		768
公告費			0		0
受益証券発行費			5		5
調査費			19,308		16,591
調査費		1,108		1,138	
委託調査費		18,200		15,453	
委託計算費			931		903
営業雑経費			2,523		2,616
通信費		213		199	
印刷費		1,085		1,057	
協会費		76		76	
諸経費		1,147		1,282	
営業費用計			64,393		58,810
一般管理費					
給料			9,635		10,039
役員報酬	2	252		229	
給料・手当		6,602		6,696	
賞与		2,780		3,114	
交際費			140		122
旅費交通費			473		446
租税公課			224		289
不動産賃借料			1,309		1,242
退職給付費用			1,039		1,067
固定資産減価償却費			4,354		4,106
諸経費			6,204		6,273
一般管理費計			23,381		23,589
営業利益			8,550		9,347

		前事第 (自 平成23 至 平成24	美年度 3年4月1日 4年3月31日)	(自 平成24	美年度 4年4月1日 5年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,116		3,002	
収益分配金		9		0	
受取利息		3		2	
金銭の信託運用益		377		1,016	
為替差益		55		43	
その他		360		331	
営業外収益計			4,924		4,396
営業外費用					
支払利息	1	54		56	
時効後支払損引当金繰入額		38		9	
その他		11		78	
営業外費用計			104		145
経常利益			13,370		13,598
特別利益					
投資有価証券等売却益		36		59	
株式報酬受入益		177		160	
固定資産売却益		-		10	
特別利益計			214		230
特別損失					
投資有価証券売却損		136		60	
投資有価証券等評価損		1		9	
関係会社株式評価損		-		2,916	
固定資産除却損	3	82		118	
特別損失計			221		3,105
税引前当期純利益			13,363		10,723
法人税、住民税及び事業税			3,625		3,765
法人税等調整額			1,228		446
当期純利益			8,509		6,510

(3)【株主資本等変動計算書】

		(単位:百万円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月1日 (自	平成24年4月1日
	至 平成24年3月31日) 至	平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		

	有仙証	券報告書(内国投資信託
資本準備金		
当期首残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
当期首残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	<u> </u>	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	24,606	24,606
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	24,606	24,606
繰越利益剰余金		
当期首残高	14,077	14,320
当期変動額		
剰余金の配当	8,267	3,090
当期純利益	8,509	6,510
当期変動額合計	242	3,420
当期末残高	14,320	17,740
利益剰余金合計	,625	,
当期首残高	39,369	39,611
当期変動額	00,000	00,011
剰余金の配当	8,267	3,090
当期純利益	8,509	6,510
当期変動額合計	242	3,420
当期末残高		_
株主資本合計	39,611	43,032
当期首残高	CO 270	CO FO4
当期変動額	68,279	68,521
剰余金の配当	0.007	0.000
当期純利益	8,267	3,090
当期変動額合計	8,509	6,510
	242	3,420
当期末残高	68,521	71,942
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,694	2,693
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	1,965
当期変動額合計	0	1,965

	有価証	券報告書 (内国投資信
当期末残高	2,693	4,659
操延へッジ損益		
当期首残高	69	12
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	82	43
当期变動額合計	82	43
当期末残高	12	30
評価・換算差額等合計 ・		
当期首残高	2,624	2,705
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	81	1,922
当期变動額合計	81	1,922
当期末残高	2,705	4,628
·····································		
当期首残高	70,903	71,227
当期变動額		
剰余金の配当	8,267	3,090
当期純利益	8,509	6,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	81	1,922
当期変動額合計	324	5,342
当期末残高	71,227	76,570

[重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
	(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま す)
	時価のないもの 移動平均法による原価法
2 . デリバティブ取引等の評価基準 及び評価方法	時価法
3 . 金銭の信託の評価基準及び評価方 法	時価法
4.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に 取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっており ます。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38~50年 附属設備 8~15年 構築物 20年 器具備品 4~15年
	定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計

(1)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 - 為替予約

ヘッジ対象 - 投資有価証券

(3)ヘッジ方針

投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。

8.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

9.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[会計方針の変更等]

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

Γ		前事業	年 由 士			小車 器	在 由士	
				当事業年度末				
		(平成24年	3月31日)			(平成25年	3月31日)	
	1.関係会社に	対する資産	産及び負債		1 . 関係会社に	対する資産	産及び負債	
	区分掲記さ	れたものに	以外で各科目	に含まれている	区分掲記さ	されたもの	以外で各科目	に含まれている
	ものは、次の	とおりであ	あります。		ものは、次の	とおりでな	あります。	
	未払金			2,320百万円	未払金			2,368百万円
	未 用	払	費	1,267	未 用	払	費	1,584
	2.有形固定資 建物 器具備品 合計		余した減価償	却累計額 477百万円 2,303 2,780	2 . 有形固定資 建物 器具備品 合計		余した減価償	却累計額 518百万円 <u>2,524</u> 3,043

損益計算書関係

前事業年度	当事業年度
(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
至 平成24年 3 月31日)	至 平成25年3月31日)
1 . 関係会社に係る注記	1 . 関係会社に係る注記
区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの
は、次のとおりであります。	は、次のとおりであります。
受取配当金 3,776百万円	受取配当金 2,922百万円
支 払 利 息	支 払 利 息
2.役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されて おります。	2.役員報酬の範囲額 (同左)
3.固定資産除却損 建物 19百万円 器具備品 9 ソ フ ト ウ ェ ア 53	3 . 固定資産除却損 建物 5百万円 器具備品 23 ソ フ ト ウ ェ 89
合計 82	合計 118

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成23年7月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 野村ホールディングス株式会社株式

配当財産の帳簿価額

8,267百万円

1株当たり配当額 1,605円12銭

 基準日
 平成23年7月19日

 効力発生日
 平成23年7月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額3,090百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額600円基準日平成24年3月31日効力発生日平成24年6月1日

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

,	株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
	普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額3,090百万円1株当たり配当額600円基準日平成24年3月31日効力発生日平成24年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額3,966百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額770円基準日平成25年3月31日効力発生日平成25年6月21日

リース取引関係

前事業年度	当事業年度
(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
至 平成24年3月31日)	至 平成25年 3 月31日)
1. ファイナンス・リース取引	1. ファイナンス・リース取引
(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売	(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売
買取引に係る方法に準じた会計処理によっているも	買取引に係る方法に準じた会計処理によっているも
(D)	の)
該当事項はありません。	(同左)

翌日供口

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている もの)

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当

	器具備品
取得価額相当額	184百万円
減価償却累計額相当額	163
減損損失累計額相当額	-
	21

未経過リース料期末残高相当額及びリース資産 減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1 年以内	22百万円
1 年超	-
合計	22

リース資産減損勘定期末残高 - 百万円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、 減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	75百万円
リース資産減損勘定の	
取崩額	-
減価償却費相当額	70
支払利息相当額	1
減損損失	-

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とす る定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額と の差額を利息相当額とし、各期への配分方法につ いては利息法によっております。

2.オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年以内	15百万円
1 年超	24
合計	40

(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃 | (2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃 貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている もの)

> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当

	谷 县 佣
取得価額相当額	- 百万円
減価償却累計額相当額	-
減損損失累計額相当額	-
期末残高相当額	

未経過リース料期末残高相当額及びリース資産 減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1 年以内	- 百万円
1 年超	-
合計	-

リース資産減損勘定期末残高 - 百万円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、 減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	22百万円
リース資産減損勘定の	
取崩額	-
減価償却費相当額	21
支払利息相当額	0
減損損失	-

減価償却費相当額の算定方法 (同左)

利息相当額の算定方法 (同左)

2.オペレーティング・リース取引

未経過リース料 1年以内 3百万円 1 年超 2 合計

金融商品関係

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的と して、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接ま たは特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の 為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行 うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	240	240	-
(2)金銭の信託	50,326	50,326	-
(3)短期貸付金	153	153	-
(4)未収委託者報酬	8,149	8,149	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,725	7,725	-
(6)関係会社株式	3,064	89,073	86,009
資産計	69,658	155,667	86,009
(7)短期借入金	-	-	-
(8)関係会社短期借入金	8,500	8,500	-
(9)未払金	6,276	6,276	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	50	50	-
未払手数料	3,610	3,610	-
その他未払金	2,610	2,610	-
(10)未払費用	6,760	6,760	-
(11)未払法人税等	856	856	-
負債計	22,393	22,393	-
(12)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	10	10	-
デリバティブ取引計	10	10	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券766百万円、関係会社株式11,365百万円)は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	238	-	-	-

金銭の信託	50,326	-	-	-
短期貸付金	153	-	-	-
未収委託者報酬	8,149	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,800	1	-	-
合計	60,668	1	-	-

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	333	333	-
(2)金銭の信託	51,061	51,061	-
(3)短期貸付金	-	-	-

(4)未収委託者報酬	8,651	8,651	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,678	12,678	-
(6)関係会社株式	3,064	104,822	101,758
資産計	75,789	177,548	101,758
(7)短期借入金	3,000	3,000	-
(8)関係会社短期借入金	2,000	2,000	-
(9)未払金	6,481	6,481	-
未払収益分配金	3	3	-
未払償還金	42	42	-
未払手数料	3,764	3,764	-
その他未払金	2,671	2,671	-
(10)未払費用	6,979	6,979	-
(11)未払法人税等	763	763	-
負債計	19,224	19,224	-
(12)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 短期借入金、(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円)は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3: 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

			(1	ш. п/л/л/
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	333	-	-	-
金銭の信託	51,061	-	-	-
未収委託者報酬	8,651		-	
有価証券及び投資有価証券	4,500	ı	-	
合計	64,547	-	-	-

有価証券関係

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成24年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成24年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 時価 区分 計上額		差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	3,064	89,073	86,009
合計	3,064	89,073	86,009

4. その他有価証券(平成24年3月31日)

	貸借対照表	取得原価	差額
区分	計上額		
	(百万円)	(百万円)	(百万円)

貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	4,624	282	4,341
小計	4,624	282	4,341
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
投資信託(1)	1,300	1,431	130
譲渡性預金	1,800	1,800	-
小計	3,100	3,231	130
合計	7,725	3,514	4,210

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引について ヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は12百万円(税効果会計適用後)であり、貸借 対照表に計上しております。
 - 5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	40	1	26
投資信託	1,343	-	110
合計	1,384	1	136

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成25年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成25年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 時価 区分 計上額		差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	3,064	104,822	101,758
合計	3,064	104,822	101,758

4. その他有価証券(平成25年3月31日)

区分	計上額		差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	7,534	282	7,251
小計	7,534	282	7,251

貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
投資信託(1)	644	645	0
譲渡性預金	4,500	4,500	-
小計	5,144	5,145	0
合計	12,678	5,427	7,250

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引について ヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円(税効果会計適用後)であり、貸借 対照表に計上しております。
 - 5.事業年度中に売却したその他有価証券(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21	6	-
投資信託	708	-	60
合計	730	6	60

デリバティブ取引関係

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

- 1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の	デリバティブ取	主なヘッジ	‡71 <i>45 \$</i> 55 <i>\$</i> \$	契約額等の	n±/#	当該時価の
方法	引の種類等	対象	契約額等	うち1年超	時価	算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	1,308		10	先物為替相場によっ
凉则的处理力法		双具旧心	1,300	-	10	ている
為替予約等の振	 為替予約取引	短期貸付金	153	_	(*1) -	
当処理	河目 1、以747.71	应别 貝门亚	100	-	(1) -	-
	合 計		1,462	-	(*1) 10	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

- 1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ヘッジ会計の	デリバティブ取	主なヘッジ	±11.0/1.00 0.00 0.00	契約額等の	n±/=	当該時価の
方法	引の種類等	対象	契約額等	うち1年超	時価	算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	647	-	3	先物為替相場によっ ている
	合 計		647	-	3	-

退職給付関係

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確 定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.退職給付債務に関する事項(平成24年3月31日)

イ.退職給付債務	13,948百万円
口.年金資産	9,508
八.未積立退職給付債務(イ+ロ)	4,440
二.会計基準変更時差異の未処理額	
ホ.未認識数理計算上の差異	2,575
へ.未認識過去勤務債務(債務の増額)	572
ト.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+へ)	2,437
チ.前払年金費用	
リ.退職給付引当金(ト-チ)	2,437

3.退職給付費用に関する事項(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

イ. 勤務費用	543百万円
口.利息費用	272
八.期待運用収益	186
二.会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ.数理計算上の差異の費用処理額	280
へ.過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+へ)	869
チ. その他(注)	170
計	1,039

⁽注)確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ.	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
П.	割引率	1.8%
71	批 待運田IIV	2 5%

二. 過去勤務債務の額の処理年数 16年(発生時の従業員の平均残存勤

務期間以内の一定の年数による定額 法により、費用処理することとして

おります。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数 (1) 退職一時金に係るもの

> 1年(発生時の翌期に費用処理す ることとしております。)

(2) 退職年金に係るもの

16年(発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数によ る定額法により、翌期から費用 処理することとしております。)

へ. 会計基準変更時差異の処理年数

該当はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日)

イ.退職給付債務	15,209百万円
口.年金資産	12,456
八.未積立退職給付債務(イ+ロ)	2,752
二.会計基準変更時差異の未処理額	
ホ.未認識数理計算上の差異	2,471
へ.未認識過去勤務債務(債務の増額)	532
ト.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+へ)	813
チ.前払年金費用	
リ.退職給付引当金(ト・チ)	813

3.退職給付費用に関する事項(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

イ.勤務費用	608百万円
口.利息費用	251
八.期待運用収益	237
二.会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ.数理計算上の差異の費用処理額	304
へ.過去勤務債務の費用処理額	40
ト.退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+へ)	885
チ.その他(注)	170
計	1,055

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ.	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
□.	割引率	1.5%
八.	期待運用収益率	2.5%

二. 過去勤務債務の額の処理年数

16年(発生時の従業員の平均残存勤 務期間以内の一定の年数による定額 法により、費用処理することとして おります。)

ホ. 数理計算上の差異の処理年数

(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理す ることとしております。)

(2) 退職年金に係るもの

16年(発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数によ る定額法により、翌期から費用 処理することとしております。)

へ. 会計基準変更時差異の処理年数

該当はありません。

税効果会計関係

前事業年度末	当事業年度末
(平成24年3月31日)	(平成25年 3 月31日)

		有価証券	報告書(内国技
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	上な原因別 となりの	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別
の内訳		の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,070	賞与引当金	1,181
関係会社株式評価減	-	関係会社株式評価減	1,050
所有株式税務簿価通算差異	776	所有株式税務簿価通算差異	776
投資有価証券評価減	501	投資有価証券評価減	501
ゴルフ会員権評価減	430	ゴルフ会員権評価減	408
退職給付引当金	877	退職給付引当金	292
減価償却超過額	243	減価償却超過額	208
未払事業税	166	未払事業税	184
時効後支払損引当金	176	時効後支払損引当金	178
子会社株式売却損	172	子会社株式売却損	172
未払社会保険料	80	未払社会保険料	90
繰延ヘッジ損失	-	繰延ヘッジ損失	18
その他	68	その他	124
繰延税金資産小計	4,564	繰延税金資産小計	5,189
評価性引当金	1,650	評価性引当金	2,704
繰延税金資産計	2,913	繰延税金資産計	2,485
繰延税金負債		繰延税金負債	
有価証券評価差額金	1,511	有価証券評価差額金	2,620
繰延ヘッジ利益	7	繰延ヘッジ利益	-
繰延税金負債計	1,518	繰延税金負債計	2,620
繰延税金資産(純額)	1,394	繰延税金負債(純額)	135
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人種	兇等の負担	2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人	、税等の負担
率との差異の原因となった主な項目別の内語	R	率との差異の原因となった主な項目別の内]訳
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	38.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項	0.5%
目		目	
受取配当金等永久に益金に算入されな		受取配当金等永久に益金に算入されな	
い項目	11.3%	い項目	10.1%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
— — , / —² > , 7¥ + il	4 00/	← ← → → → → → → → → → →	0 407

4.2%

0.0%

2.4%

- %

0.3%

36.3%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税 金負債の金額の修正

タックスヘイブン税制

関係会社株式評価減

税率変更による期末繰延税金資産の減

税効果会計適用後の法人税等の負担率

外国税額控除

額修正

その他

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る ための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年 法律第114号)が平成23年12月2日に公布され、平成24 年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率が 30%から25.5%に引き下げられました。また、「東日 本大震災からの復興のための施策を実施するために必 要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律 第117号)が同日に公布され、平成24年4月1日から 平成27年3月31日までの期間(指定期間)内に開始す る事業年度(3年間)は、各課税事業年度の基準法人 税額の10%が復興特別法人税として課税されることに なりました。これらの改正により、繰延税金資産およ び繰延税金負債を計算する法定実効税率は平成24年4 月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込ま れる一時差異等については38%、平成27年4月1日以 降に解消すると見込まれる一時差異等については36% となっております。

この改正の影響により、繰延税金資産の純額が108百 万円減少し、法人税等調整額は322百万円増加してお ります。

等の負担 38.0% 0.5% 10.1% 0.0% 住民税等均等割 タックスヘイブン税制 2.1% 外国税額控除 0.0% 税率変更による期末繰延税金資産の減 額修正 関係会社株式評価減 10.3% その他 1.6% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 39.2%

セグメント情報等

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者 との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	90,500	関係会社 短期	8,500
	m7 + 1 - +						資金の返済	90,000	借入金	8,500
親会社	野村ホー ルディン グス株式 会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借 及び購入等 役員の兼任	借入金利息 の支払	54	未払費用	2
	AII						金銭信託の 移管(*2)	9,258	-	-
							株式交換(*3)	8,267	-	-

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者 との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社 野村総合 研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託等(*4)	5,887	未払費用	478

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*5)	33,134	未払手数料	2,987
親会社の子会社	野村ファン ド・リサー チ・テクノ ロジー株式 会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託 役員の兼任	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*6)	2,126	未払費用	787

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1 . 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (*2) 譲渡代金は、平成24年1月17日における時価評価金額としています。
- (*3) 当社が保有する野村土地建物株式会社株式と引き換えに野村ホールディングス株式会社株式を取得 いたしました。交換は、第三者算定機関の算定による交換比率に基づいております。
- (*4) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しており
- (*5) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (*6) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール 証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のと おりであります。

(石万田)

	(日万円)
	㈱野村総合研究所
流動資産合計	166,580
固定資産合計	229,654
流動負債合計	72,440
固定負債合計	74,932
純資産合計	248,861
売上高	320,289
税引前当期純利益	62,962
当期純利益	41,340

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者 との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
	BZ ++ -+-						資金の借入 (*1)	59,500	短期借入金	2,000
親会社	野村ホー ルディン グス株式 会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借 及び購入等 役員の兼任	資金の返済	66,000	並	2,000
	ZII						借入金利息 の支払	44	未払費用	0

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者 との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社 野村総合 研究所		18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託等(*2)	4,433	未払費用	706

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*3)	30,983	未払手数料	3,105
親会社の子会社	野村ファン ド・リサー チ・アン ド・テクノ ロジー株式 会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託 役員の兼任	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*4)	1,941	未払費用	827
親会社の	野村信託銀行株式	東京都 千代田	30,000	信託銀行業		資産の賃貸借 及び購入等	資金の借 入(*1)	3,000	短期借入 金	3,000
子会社	会社	区 区	(百万円)	白日七蚁7] 来		役員の兼任	借入金利息 の支払	12	未払費用	-

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1 . 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - (*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しており ます
 - (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール 証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

	(百万円)
	㈱野村総合研究所
流動資産合計	173,316
固定資産合計	239,585
流動負債合計	119,842
固定負債合計	20,742
純資産合計	272,316
売上高	337,340
税引前当期純利益	34,113
当期純利益	21,544

1株当たり情報

前事業年度		当事業年度				
(自 平成23年4月1日		(自 平成24年4月1日				
至 平成24年3月31日)		至 平成25年3月31日)				
1 株当たり純資産額	13,828円81銭	1 株当たり純資産額	14,866円12銭			
1 株当たり当期純利益	1,652円20銭	1 株当たり当期純利益	1,264円08銭			
潜在株式調整後1株当たり当期純利益に	こついては、潜	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜				
在株式が存在しないため記載しておりま	せん。	在株式が存在しないため記載しておりま	せん。			
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎				
損益計算書上の当期純利益	8,509百万円	損益計算書上の当期純利益	6,510百万円			
普通株式に係る当期純利益	8,509百万円	普通株式に係る当期純利益 6,510百万円				
普通株主に帰属しない金額の主要な内	訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳				
該当事項はありません。		該当事項はありません。				
普通株式の期中平均株式数 5,150,693株		普通株式の期中平均株式数	5,150,693株			

中間財務諸表

中間貸借対照表

		平成25年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部) 流動資産 現金・預金 金銭の信託 有価証券 未収委託者報酬 未収収益 繰延税金資産 その他 貸倒引当金		212 40,345 9,300 9,996 5,897 1,221 523 7

	1914年
	67,488
1	1,503
	8,073
	8,072
	1
	24,943
	12,512
	12,092
	13
	324
	34,520
	102,009
	1

		平成25年 9 月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払収益分配金		2
未払償還金		40
未払手数料		4,303
その他未払金	2	1,997
未払費用		6,705
未払法人税等		1,055
賞与引当金		1,989
その他		108
流動負債計		16,201
固定負債		
時効後支払損引当金		504
繰延税金負債		3,124
固定負債計		3,628
負債合計		19,830
(純資産の部)		
株主資本		75,436
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		46,526
利益準備金		685
その他利益剰余金		45,841
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		21,235
評価・換算差額等		6,741
その他有価証券評価差額金		6,809
繰延ヘッジ損益		67
純資産合計		82,178
負債・純資産合計		102,009

中間損益計算書

		自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		

		_. 有価詞
委託者報酬		43,970
運用受託報酬		11,575
その他営業収益		90
営業収益計		55,636
営業費用		
支払手数料		22,457
調査費		9,742
その他営業費用		2,266
営業費用計		34,466
一般管理費	1	12,258
営業利益		8,912
営業外収益	2	2,738
営業外費用	3	839
経常利益		10,811
特別利益	4	152
特別損失	5	5
税引前中間純利益		10,958
法人税、住民税及び事業税		2,918
法人税等調整額		579
中間純利益		7,460

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (単位:百万円)

	(+12 + 1711)
	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日
株主資本	
資本金	
当期首残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729

資本剰余金合計	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
当期首残高	17,740
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,966
中間純利益	7,460
当中間期変動額合計	3,494
当中間期末残高	21,235
利益剰余金合計	
当期首残高	43,032
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,966
中間純利益	7,460
当中間期変動額合計	3,494
当中間期末残高	46,526
株主資本合計	
当期首残高	71,942
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,966
中間純利益	7,460
当中間期変動額合計	3,494
当中間期末残高	75,436
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	4,659
当中間期変動額	

	1
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,150
当中間期変動額合計	2,150
当中間期末残高	6,809
繰延へッジ損益	
当期首残高	30
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	36
当中間期変動額合計	36
当中間期末残高	67
評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,628
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,113
当中間期変動額合計	2,113
当中間期末残高	6,741
純資産合計	
当期首残高	76,570
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,966
中間純利益	7,460
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,113
当中間期変動額合計	5,607
当中間期末残高	82,178
-	

[重要な会計方針]

1	有価証券の評価基準及び評価 方法	子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処 理し、売却原価は移動平均法により算定 しております) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2	デリバティブ取引等の評価基 準及び評価方法	時価法
3	金銭の信託の評価基準及び評 価方法	時価法
4	固定資産の減価償却の方法	 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法 によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフト ウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額 法によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不 能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による 定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理する こととしております。また、退職一時金に係る数理計算上 の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理す ることとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務 は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理 することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 - 為替予約

ヘッジ対象 - 投資有価証券

(3) ヘッジ方針

投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

8 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成25年9月30日現在

1 有形固定資産の減価償却累計額

3,217百万円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

		自至	平成25年4月1日 平成25年9月30日	
1	減価償却実施額			
	有形固定資産		173百万円	
	無形固定資産		1,637百万円	
	長期前払費用		4百万円	
2	営業外収益のうち主要なもの			
	受取配当金		2,551百万円	
3	営業外費用のうち主要なもの			
	支払利息		11百万円	
	金銭の信託運用損		715百万円	
4	特別利益の内訳			
	株式報酬受入益		152百万円	
5	特別損失の内訳			
	投資有価証券評価損		2百万円	
	固定資産除却損		3百万円	

中間株主資本等変動計算書関係

自	平成25年 4 月 1 日
至	平成25年 9 月30日

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2 配当に関する事項

配当金支払額

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1)配当金の総額3,966百万円(2)1株当たり配当額770円(3)基準日平成25年3月31日(4)効力発生日平成25年6月21日

金融商品関係

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
--	------------	----	----

			业分积口首 () 四
(1)現金・預金	212	212	-
(2)金銭の信託	40,345	40,345	-
(3)未収委託者報酬	9,996	9,996	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	20,832	20,832	-
(5)関係会社株式	3,064	147,949	144,885
資産計	74,450	219,336	144,885
(6)未払金	6,343	6,343	-
未払収益分配金	2	2	-
未払償還金	40	40	-
未払手数料	4,303	4,303	-
その他未払金	1,997	1,997	-
(7)未払費用	6,705	6,705	-
(8)未払法人税等	1,055	1,055	-
負債計	14,104	14,104	-
(9)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	6	6	-
デリバティブ取引計	6	6	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2: 非上場株式等(中間貸借対照表計上額:投資有価証券979百万円、関係会社株式9,028百万円)は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末 (平成25年9月30日)

- 1.満期保有目的の債券(平成25年9月30日) 該当事項はありません。
- 2 . 子会社株式及び関連会社株式(平成25年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	3,064	147,949	144,885
合計	3,064	147,949	144,885

3. その他有価証券(平成25年9月30日)

	中間貸借対照表	取得原価	差額
区分	計上額		
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
中間貸借対照表計上額			
が取得原価を超えるも			
0			
株式	10,828	282	10,545
投資信託(1)	702	644	58
小計	11,531	926	10,604
中間貸借対照表計上額			
が取得原価を超えない			
もの			
株式	-	-	-
投資信託	0	1	0
譲渡性預金	9,300	9,300	-
小計	9,300	9,301	0
合計	20,832	10,227	10,604

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(1) 当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引について ヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は67百万円(税効果会計適用後)であり、中間 貸借対照表に計上しております。

デリバティブ取引関係

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の	デリバティブ	主なヘッジ	契約額等の			
方法	取引の種類等	対象	契約額等	うち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	709	-	6	先物為替相場によっている

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1株当たり情報

	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	
1株当たり純資産額	15,954円87銭	
 1株当たり中間純利益	1.448円44銭	

EDINET提出書類

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(注) 1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益 7,460百万円

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る中間純利益 7,460百万円 期中平均株式数 5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の 額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	* (b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
株式会社りそな銀行 (再信託受託者:日本トラス ティ・サービス信託銀行株式会 社)	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機 関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に 基づき信託業務を営んでいます。

^{*}平成26年2月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	* (b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容	
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。		
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀1) 広に基 ノご 銀1) 業で呂 ル しいまり。	

^{*}平成26年2月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

< 再信託受託者の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日 : 平成12年6月20日

業務の概要:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営

等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

銀行免許取得日および : 平成12年7月13日

信託業務の認可取得日

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約 金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成25年 8月23日	臨時報告書
平成25年11月12日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年11月12日	有価証券報告書
平成25年11月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

内 田 満 雄

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

亀 井 純 子

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1.上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が

別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 岩 部 俊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・プラス(円コース)の平成25年8月20日から平成26年2月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・プラス(円コース)の平成26年2月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 岩 部 俊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・プラス(アジア通貨戦略コース)の平成25年8月20日から平成26年2月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・プラス(アジア通貨戦略コース)の平成26年2月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 岩 部 俊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・プラス(マネープールファンド)の平成25年8月20日から平成26年2月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・プラス(マネープールファンド)の平成26年2月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 部 俊 夫 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。